

公立大学法人大阪府立大学及び公立大学法人大阪市立大学 における会計監査人候補者の選定に関する業務仕様書

1 業務の名称

公立大学法人大阪府立大学（以下「府立大学」という。）及び公立大学法人大阪市立大学（以下「市立大学」という。）における会計監査人業務

2 目的

公立大学法人は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第35条の規定により、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、会計監査人の監査を受けることが義務付けられています。

また、法第36条の規定により、当該会計監査人は設立団体の長（府立大学においては大阪府知事、市立大学においては大阪市長）が選任することになっています。

平成26年度には、会計処理等に関して府立大学及び市立大学（以下「両法人」という。）の異同を比較し、より効果的、効率的な監査を行うとともに、財務面での指導及び助言などのサポートの強化などを含めた更なる監査の質及び経済性の向上を図るため、両大学においては共同で会計監査人候補者を選定したところです。

今回、府立大学及び市立大学のさらなる連携、共同化を図り、また、法人統合に向けての検討、準備を円滑にすすめるため、前回に引き続き共同で会計監査人候補者を選定することになりました。

そこで、経済性に優れていることのみならず、専門的知識や豊富な実務経験を活かした効果的な監査業務の実施を見込める会計監査人候補者を、両法人共同で選定するため、公募型プロポーザルにより事業者を募集するものです。

3 監査対象機関及び所在地

府立大学

機 関 名		所 在 地
大阪府立大学	中百舌鳥キャンパス	大阪府堺市中区学園町1番1号
	羽曳野キャンパス	大阪府羽曳野市はびきの3丁目7番30号
	りんくうキャンパス	大阪府泉佐野市りんくう往来北1番地の58
大阪府立大学工業高等専門学校		大阪府寝屋川市幸町26-12

市立大学

機 関 名		所 在 地
大阪市立大学	杉本キャンパス	大阪府大阪市住吉区杉本3-3-138
	阿倍野キャンパス	大阪府大阪市阿倍野区旭町1-4-3
医学部附属病院		大阪府大阪市阿倍野区旭町1-5-7

4 業務の内容

法第35条の規定により財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書についての監査の実施並びに法第34条第2項の規定により意見書の提出業務等として以下の業務を行うこととします。

- (1) 財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）、決算報告書について法令等の規定に基づき行う監査業務

- ・ 予備調査・監査計画の策定
 - ・ 期中監査
 - ・ 期末監査
 - ・ 監査報告書の提出
- (2) 理事・監事との連携業務
- ・ 監査計画についての説明・意見交換
 - ・ 監査報告書についての説明・意見交換
 - ・ その他、監査業務に係る説明、報告、情報交換等
- (3) 内部監査部門との情報共有・連携業務
- (4) 会計指導・支援業務
- (5) 両法人の連携と共同化にかかる会計指導・支援業務

5 監査実施体制

本監査業務の実施にあたっては、公認会計士を含む監査チームを構成して実施することとし、そのチーム内の公認会計士1名を本監査業務に係る統括責任者（監査責任者）として指定し、本監査業務全般の管理を行うこと。

契約締結後、企画提案書に記載の者がやむを得ない理由で交代する場合は同等以上の者を充てる事。

6 その他留意事項

(1) 法令の遵守

本監査業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

(2) 個人情報の保護

個人情報の取扱いについては、個人情報保護法、大阪府個人情報保護条例及び大阪市個人情報保護条例の趣旨に従い、厳密かつ適正に行うこと。

(3) 守秘義務

本監査業務の履行により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。この義務は事業者は契約期間終了後においても、担当者は担当を終えた後及び退職した後においても同様とする。

本監査業務に関して、委託者から提供を受けた資料等について、守秘義務を遵守するとともに業務終了後、速やかに廃棄又は返却すること。

本業務に関して、委託者から提供を受けた資料等について、委託者の許可なく複製又は複製してはならない。また、必要に応じて施錠可能な保管庫に格納する等、適正に管理すること

(4) 特記事項

1. 往査場所は、府立大学においては中百舌鳥キャンパス、羽曳野キャンパス、りんくうキャンパス及び大阪府立大学工業高等専門学校とし、市立大学においては杉本キャンパス、阿倍野キャンパス、医学部附属病院とする。
2. 本契約を締結するにあたっては、暴力団を排除する措置として、大阪府暴力団排除条例、大阪府暴力団排除条例施行規則及び大阪府契約関係暴力団排除措置要綱に準拠し、大阪府と同様の措置を講じる。
3. 本契約を締結するにあたっては、暴力団を排除する措置として、大阪市暴力団排除条例、大阪市暴力団排除条例施行規則及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に準拠し、大阪市と同様の措置を講じる（別添「暴力団等の排除に関する特記仕様書」）。

7 過去の監査実績

監査日数（延べ人日数）

府立大学

監査区分	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
予備調査、監査計画の策定、期中監査	48	31	32
システム監査	5	2	2
期末監査 財務諸表の項目の検証 財務諸表の表示・検討 監査報告及び監査報告書の提出	46	49.5	51
その他（審査等）	52	45.5	35
計	151	128	120

市立大学

監査区分	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
予備調査、監査計画の策定、期中監査	93	65.5	80
システム監査	4	5	2
固定資産実査、棚卸立会等	3	3	3
期末監査、 財務諸表等作成の検討、 監査報告及び監査報告書の提出	85	89	76.5
計	185	162.5	161.5

8 監査時の主な提出資料

府立大学

項目	主な提出書類	期中監査	期末監査
システム監査	各種システムに関する質問書	○	
財務全体	役員会等議事録	○	○
	合計残高試算表、総勘定元帳	○	○
	剰余金に関する説明資料	○	○
収入	収入に関する根拠書類	○	○
旅費・謝金	旅費、謝金等の支出に関する根拠書類	○	○
支出経費	購買等支出に関する関係書類	○	○
固定資産	固定資産及びリースの増減に関する原議	○	○
	新規取得資産の一覧表	○	○
	除却資産の一覧表	○	○
	固定資産の増減資料（月次）	○	○
	減価償却仕訳の根拠資料	○	○
	SPC 施設の会計処理	○	○
	リース資産一覧表（減価償却費、支払利息、保守費、リース債務）	○	○
	施設整備補助金による施設整備資料		○
	目的積立金による施設整備等資料		○
	有価証券の会計処理		○
	財源別固定資産総括表		○
外部資金	外部資金受入に関する原議		○
	プロジェクト執行状況表		○
図書等	図書の増減に関する原議	○	○
	図書の増減及び残高に関する集計表等	○	○
	文献複写料に関する原議	○	○
	製本による増加に関する原議		○
	外国雑誌等年間契約に関する原議		○
棚卸資産	棚卸資産に関する根拠書類	○	○
人件費	人件費支出に関する原議	○	○
	教職員の現員表	○	○
資金	各種口座別残高一覧表	○	○
	預り金調べ（集計表）	○	○
	預金残高一覧	○	○
	現金出納簿	○	○
	小口現金出納簿	○	○

項目	主な提出書類	期中監査	期末監査
学納金	学納金収入調定に関する原議	○	○
	調定額調べ	○	○
	授業料免除に関する書類		○
訴訟	訴訟・損害賠償一覧	○	○
未収金	未収金の内訳表		○
未払金	相手先別の債務一覧		○
仮払金、仮受金	仮払、仮受残高内訳書		○
運営費交付金	運営費交付金の内訳が分かる書類		○
収益化	運営費交付金、授業料債務、外部資金の収益化根拠書類	○	○
費用の目的別振替	費用を目的別に振り替えるための根拠資料		○
経過勘定	未収収益等経過勘定に関する根拠書類		○
未払消費税	消費税算出根拠書類		○
決算整理伝票	決算整理伝票の根拠書類		○
財務諸表		—	—
貸借対照表 損益計算書	未収財源措置予定額及び割賦未払金の長期・短期振替明細、対前年度増減明細表		○
行政サービス実 施コスト計算書	機会費用の算出根拠書類		○
	退職給付増加見込額算出根拠資料		○
キャッシュ・フ ロー計算書	キャッシュ・フロー精算書		○
決算報告書	収入・支出予算に対応した決算額根拠書類		○
事業報告書	事業報告書		○

市立大学

項目	主な提出書類	期中監査	期末監査
システム監査	各種システムに関する質問書	○	
財務全体	役員会等議事録	○	○
	合計残高試算表、総勘定元帳	○	○
	剰余金に関する説明資料	○	○
収入	収入に関する根拠書類	○	○
旅費・謝金	旅費、謝金等の支出に関する根拠書類	○	○
支出経費	購買等支出に関する関係書類	○	○

項目	主な提出書類	期中監査	期末監査
固定資産	新規取得資産の一覧表	○	○
	寄附受資産一覧表	○	○
	減価償却仕訳の根拠資料		○
	リース資産一覧表		○
	財源別固定資産総括表		○
図書等	図書の増減及び残高に関する集計表等	○	○
	製本雑誌の集計表等	○	○
	不明図書処理一覧表	○	○
棚卸資産	棚卸資産に関する根拠資料		○
有価証券	有価証券残高内訳表	○	○
	有価証券評価額計算書	○	○
	基金運用状況表・余剰金運用状況表	○	○
人件費	人件費支出に関する決裁	○	○
	給与台帳	○	○
	給与に関する伝票	○	○
資金	各種口座別残高一覧表	○	○
	現金残高一覧	○	○
	小口現金出納簿	○	○
外部資金	外部資金受入に関する決裁	○	○
	外部資金の執行状況報告書	○	○
訴訟	訴訟・損害賠償一覧	○	○
未収金	未収金の内訳表		○
未払金	相手先別の債務一覧		○
仮払金、仮受金	仮払、仮受残高内訳書		○
預り金	預り金の残高資料		○
借入金	借入金に関する原義、契約書、入金書類		○
運営費交付金	運営費交付金の内訳が分かる書類		○
学納金	学生納付金の内訳表		○
	授業料免除に関する書類		○
目的別振替	費用を目的別に振り替えるための根拠資料		○
経過勘定	未収収益等経過勘定に関する根拠資料		○
未払消費税	消費税算出根拠書類		○
決算整理伝票	決算整理伝票の根拠資料		○
収益化	運営費交付金、授業料債務、外部資金の収益化根拠書類		○

項目	主な提出書類	期中監査	期末監査
財務諸表		—	—
行政サービス実施コスト計算書	機会費用算出根拠資料		○
	退職給付増加見込額算出根拠資料		○
キャッシュフロー計算書	キャッシュフロー精算書		○
決算報告書	収入・支出予算に対応した決算額根拠資料		○
事業報告書	事業報告書		○

9 府立大学及び市立大学の概要

大学概要及び財務諸表等については、下記ホームページにて参照のこと。

府立大学の概要

- ・ 公立大学法人大阪府立大学ホームページ
<http://www.osakafu-u.ac.jp/>
- ・ 公立大学法人大阪府立大学ホームページ 財務情報
<http://www.osakafu-u.ac.jp/info/disclosure/zaimu/>
- ・ 大阪府立大学工業高等専門学校ホームページ
<http://www2.ct.osakafu-u.ac.jp/>

市立大学の概要

- ・ 公立大学法人大阪市立大学ホームページ
<http://www.osaka-cu.ac.jp/>
- ・ 公立大学法人大阪市立大学ホームページ 財務諸表等
<http://www.osaka-cu.ac.jp/ja/about/corporation/finance/>
- ・ 大阪市立大学医学部附属病院ホームページ 医学部附属病院概要
<http://www.hosp.med.osaka-cu.ac.jp/>

(別添)

暴力団等の排除に関する特記仕様書

公立大学法人大阪市立大学（以下「発注者」という）が締結する契約等から暴力団を排除する措置については、「大阪市暴力団排除条例」（以下「条例」という。）、「大阪市暴力団排除条例施行規則」及び「大阪市契約関係暴力団排除措置要綱」（以下「要綱」という。）に準拠し、大阪市と同様の措置を講じる。

1 暴力団等の排除について

(1) 発注者は、条例第8条第1項第6号の規定を準用し、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。ただし、条例第2条第5号及び第6号中「本市」とあるのは「本市及び公立大学法人大阪市立大学」と読み替えるものとする。

(2) 発注者は、条例第8条第1項第7号の規定を準用し、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。ただし、条例第2条第5号中「本市」とあるのは「公立大学法人大阪市立大学」と読み替えるものとする。

(3) 受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

(4) 受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

(5) 第1号及び第2号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、請負金額の100分の20に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(6) 受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る発注者の監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「事業主管課長等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対して、速やかに事業主管課長等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

(7) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく前項に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条の規定に準じた公表及び公立大学法人大阪市立大学競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

(8) 受注者は第6号に定める報告及び届出により、発注者及び大阪市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

(9) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期限の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。